

令和3年度国保事業費納付金等の本算定について

令和3年2月

令和3年度納付金・標準保険料の算定方針

(基本方針)

令和2年度国保事業費納付金等の算定に引き続き、福井県国保運営方針に定める以下の算定方法に従う。

項目	算定方法
(1) 保険料水準の統一	
県全体または二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない
(2) 国保事業費納付金の算定方法	
① 医療費水準の反映割合 (医療費指数反映係数 α の設定)	年齢調整後の差異を調整した市町ごとの医療費水準をすべて反映させる ($\alpha = 1$)
新 高額医療費の共同負担	レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費については、被保険者数に応じ、全市町で共同負担とする
② 応能分・応益分の配分割合 (所得係数 β の設定)	医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれについて、全国平均の所得水準を1とした場合の本県の所得水準により設定する(応能分:応益分 = $\beta : 1$)
③ 納付金の配分に世帯総数や資産税総数を勘案するか	世帯総数を勘案し、3方式(所得割・均等割・平等割)で配分を行う 応益分の均等割と平等割の割合は7:3とする
④ 賦課限度額の設定	医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれについて、国が政令で定める限度額と同額とする
(3) 標準保険料率の算定方法	
① 市町村標準保険料率の算定方式	3方式(所得割・均等割・平等割)とする なお、各市町が実際に採用している算定方式による標準的な保険料率の算定も併せて行う
② 標準的な収納率	市町ごとの収納率の実績を反映した設定とする 直近過去3か年(H29-R元)の平均収納率とする

納付金算定方法(医療費水準完全反映: $\alpha = 1$ 、高額医療費共同負担化)

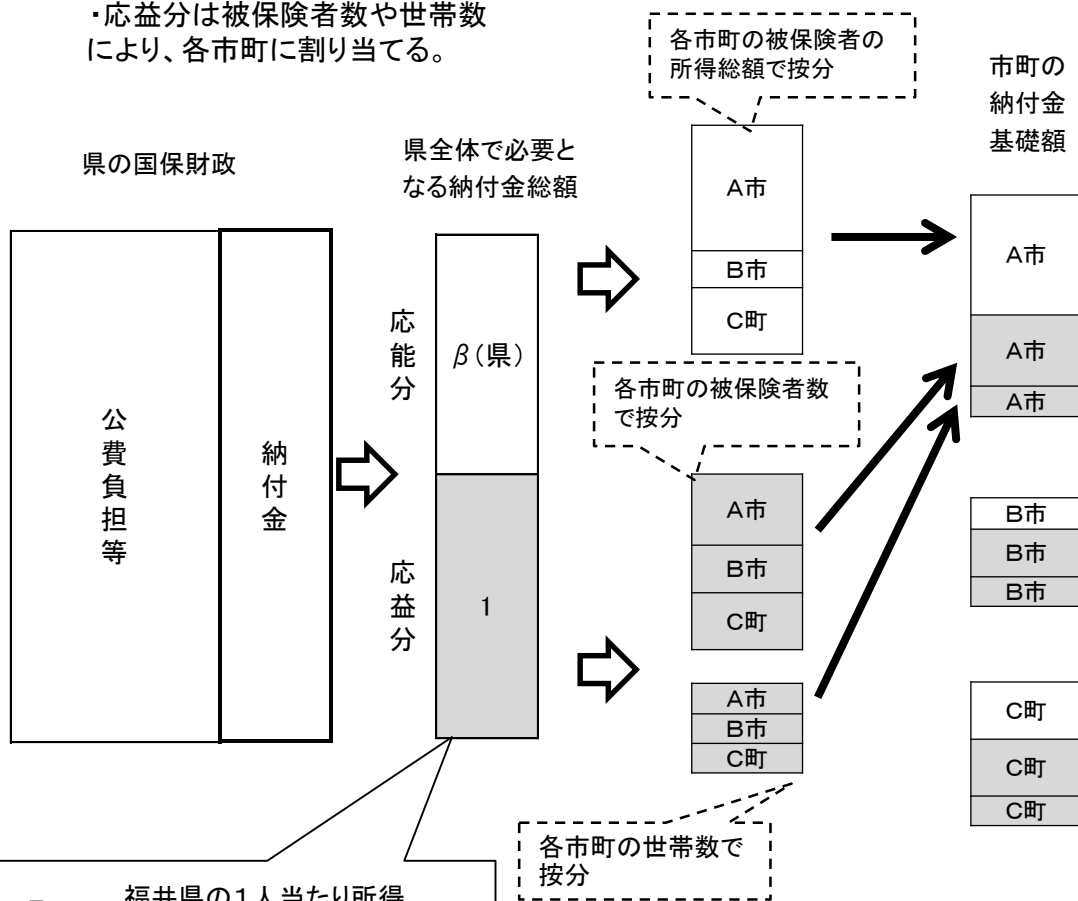
【1】 市町から徴収する納付金を応能分と応益分に区分し、

- ・応能分は所得総額
- ・応益分は被保険者数や世帯数により、各市町に割り当てる。

【2】 【1】で算定した市町ごとの額のうち、

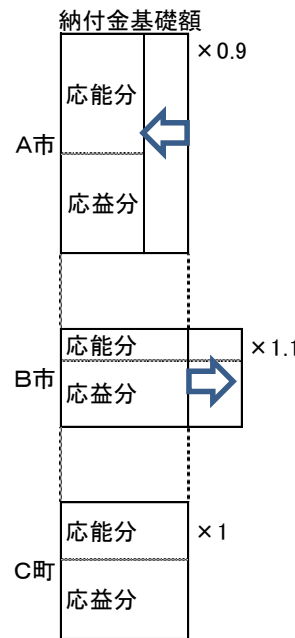
医療費指数を反映させて調整する。($\alpha = 1$)

ただし、**高額医療費(1レセプト80万円を超える部分)を共同負担化(被保者数按分)した医療費指数を使用**



- ・ β (県) = $\frac{\text{福井県の1人当たり所得}}{\text{全国平均の1人当たり所得}}$
- ・ $\beta = 1.01$ (令和3年度本算定値)
- ・ 本県は応能割(β):応益割(1) = 1.01:1
- ・ 応益分は被保険者数7:世帯数3で配分

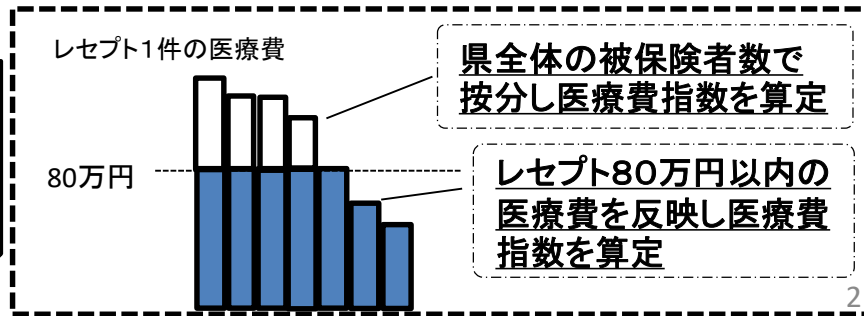
高額な医療費の発生リスクは、各市町の責によらないものと整理し、県全体で支え合う
 ⇒ 高額医療費の発生による保険料の急増を抑制



① 1人当たり医療費が全国平均より低い (医療費指数=0.9)
 ⇒ 納付金が割引かれ、負担減少

② 1人当たり医療費が全国平均より高い (医療費指数=1.1)
 ⇒ 納付金が割増され、負担増大

③ 1人当たり医療費が全国平均並 (医療費指数=1)
 ⇒ 調整は生じず、平均的な負担



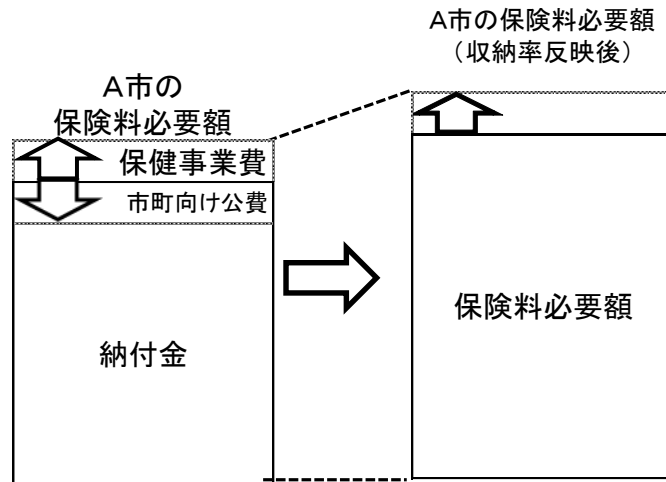
県全体の被保険者数で按分し医療費指数を算定

レセプト80万円以内の医療費を反映し医療費指数を算定

県における各市町標準保険料の算定方法

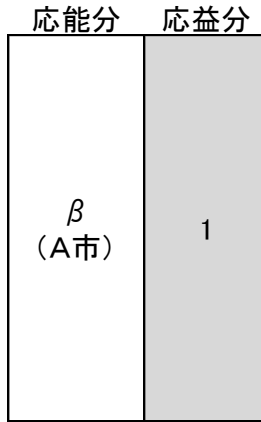
同一の算定方式による標準保険料率を、市町が目指すべき保険料率として示す。

- ・算定方式は3方式とする。
- ・応益分の賦課割合は均等割：平等割＝7：3とする。

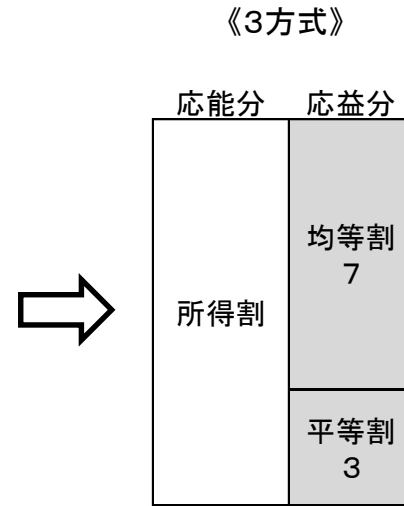


【1】
納付金から各市町向け公費を減算、保健事業費を加算して保険料必要額を算出

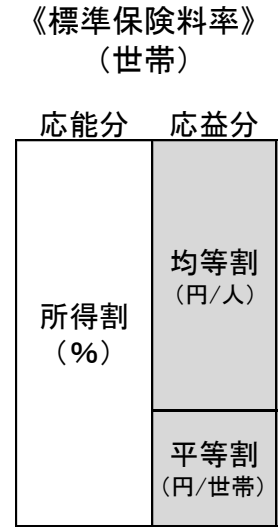
【2】
市町ごとの標準収納率(過去実績)で【1】を割り、収納率100%に満たない分を割増



【3】
【2】を市町の所得水準に応じた応能分と応益分に区分



【4】
応益分を7：3で均等割と平等割に区分(所得割・均等割・平等割の3方式)



【5】
【4】から標準保険料率を算出

各市町において保険事業費を上乗せするほか、収納率を割増し、保険料必要額を算出

・所得割率(%) = $\frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者の所得総額}}$

・均等割額 = $\frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$

・平等割額 = $\frac{\text{平等割総額}}{\text{世帯数}}$

1 算定の前提条件(仮算定からの変更点)

- 昨年末に国から示された確定係数等を用いてR3年度の国保事業費納付金等を算定
- 医療給付費の推計の見直し（仮算定：521.0億円 → 本算定：516.7億円（▲4.3億円））
 - ・今年度の新型コロナウイルスの影響に伴う給付費の減少を考慮し、仮算定から1人当たり診療費の推計方法を変更
令和元年度1人当たり診療費（実績）に対する伸び率（単年度） 仮算定：3.3% → 本算定：2.9%

1人当たり診療費の推計方法

仮算定：令和元年度1人当たり診療費（実績） × （平成29～令和元年度の伸び率（2年分））

本算定：令和元年度1人当たり診療費（実績） × （平成29～令和元年度の伸び率（単年度換算））

（参考）給付費の推計： ①1人当たり診療費 × ②一般被保険者数 × ③給付率

- ・負担区分別、市町別に「①×②×③」により算出し、給付費総額を推計

①1人当たり診療費 = R元年度1人当たり診療費（実績） × H29～R元年度の単年度伸び率

※市町別に算定。ただし、今年度の診療費ベースの推計値またはR1実績値よりも低い場合は、1番高い値を採用。

②一般被保険者数 = R元年度被保険者数 × (R元～R2年度の単年度伸び率(Δ2.2%))²

③給付率 = 過去3年平均の実績給付率

※医療給付費推計の詳細および増減要因は資料1-2のとおり

令和3年度納付金・標準保険料について①

(参考) 医療給付費(現物給付分+現金給付分)の実績

		4月 (2月診療分 (療養費、高額療養 費))	5月 (3月診療分)	6月 (4月診療分)	7月 (5月診療分)	8月 (6月診療分)	9月 (7月診療分)	10月 (8月診療分)	11月 (9月診療分)	12月 (10月診療分)	1月 (11月診療分)	2月 (12月診療分)	3月 (1月診療分)	4月 (2月診療分 (療養給付費))
R1	給付費総額 (億円)	5.6	43.3	43.5	42.1	41.7	44.7	41.9	41.1	45.1	42.4	42.7	41.7	36.4
	一人当たり 給付費 (円)	3,808	29,615	29,400	28,628	28,527	30,825	29,053	28,554	31,408	29,640	29,956	29,246	25,628
R2	給付費総額 (億円)	5.7	42.1	37.4	35.5	41.9	42.3	39.2	40.0	43.4	39.7	—	—	—
	一人当たり 給付費 (円)	3,987	29,638	26,081	24,809	29,357	29,856	27,740	28,318	30,714	28,144	—	—	—
	R元比 (一人当たり給 付費)	104.7%	100.1%	88.7%	86.7%	102.9%	96.9%	95.5%	99.2%	97.8%	95.0%	—	—	—

※退職被保険者分、審査支払手数料除く。R2.12、R3.1の現金給付分については実績未確定のため、R1と同額を計上し算定

(参考) 給付費の推移

	H27	H28	H29	H30	R元	R2 (本算定値)	R3 (仮算定値)	R3 (本算定値)
給付費総額(億円)	520.1	521.1	511.1	511.7	512.2	516.6	521.0	516.7
前年度伸び率(%)	5.8	0.2	△1.9	0.1	0.1	0.9	0.9	0.4
1人当たり給付費(円)	318,429	326,676	331,355	341,945	354,344	366,929	377,177	374,048
前年度伸び率(%)	7.3	2.6	1.4	3.2	3.6	3.6	3.2	2.7



R2(推計)
481.1
△6.1
341,217
△3.7



1人当たり給付費
伸び率：+9.6%

令和3年度納付金・標準保険料について②

2 仮係数から確定係数への置き換えに伴う変更

- 仮算定時は新型コロナの影響により推計値を示すことが困難であるため、一部の係数については昨年度の確定係数と同値とされていた。

※仮算定時に昨年度の確定係数と同値とされていた主な係数

歳入：概算前期高齢者交付金を算出するための係数、高額医療費負担金

歳出：概算後期高齢者支援金、概算介護納付金を算出するための係数

今回、諸係数が仮算定時から大幅に変更されたため、下記のとおり各金額が変動

	歳出		歳入	
	後期高齢者支援金	介護納付金	前期高齢者交付金	高額医療費負担金
①令和3年度仮算定	81.6億円	27.7億円	258.8億円	10.2億円
②令和3年度本算定	82.7億円	29.4億円	262.6億円	9.8億円
③増減額(②-①)	+1.1億円	+1.7億円	+3.7億円	△0.4億円

(参考：後期高齢者支援金、介護納付金の概算一人当たり負担額の推移)

	H30(本算定値)	R1(本算定値)	R2(本算定値)	R3(仮算定値)	R3(本算定値)
後期	59,476円	61,742円	63,078円	63,078円	63,674円
介護	67,900円	71,871円	75,720円	75,720円	80,133円

令和3年度納付金・標準保険料について③

3 決算剰余金の活用①

○仮算定での決算剰余金の取扱い

- ・ 国庫等の返還金を除いた令和元年度の決算剰余金が約9億円あるが、歳出額・歳入額ともに仮算定から本算定にかけて大幅に変動する可能性が高かったことから、仮算定では未活用としていた。

○仮算定結果提示後の市町ヒアリングでの意見

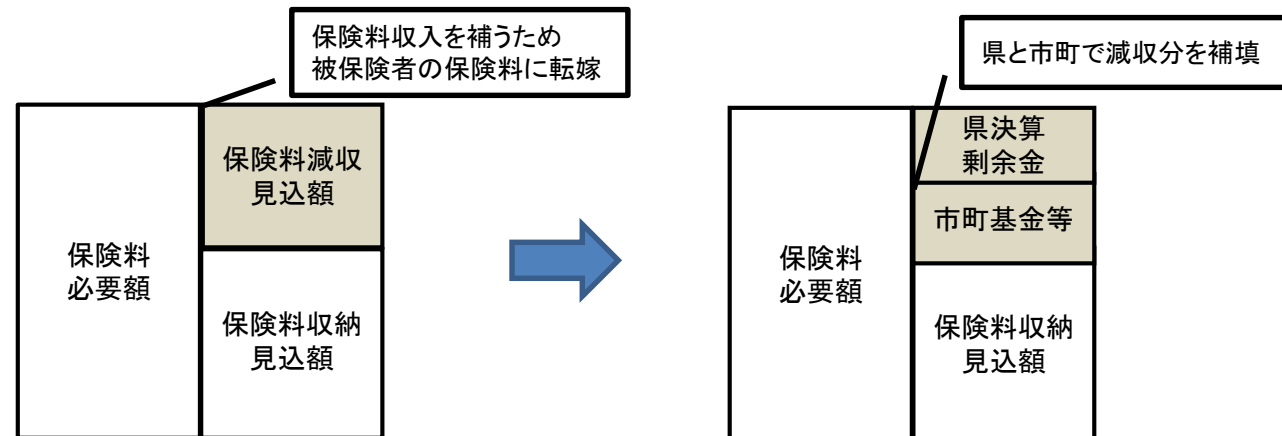
決算剰余金の活用については、

- ・ 新型コロナの影響に伴う所得の減少や収納率の悪化により来年度の保険料収入の減少が見込まれるため、できる限り活用してほしい
- ・ 令和4年度以降、前期高齢者交付金の大幅な減少が見込まれることから、その際に活用するために留保しておくべき

という意見があった。なお、納付金・標準保険料が年度により急激に増減しないよう、決算剰余金等を活用し、年度間の平準化を図っていくことについて、これまでの連携会議で議論してきたところである。

○コロナの影響を踏まえての対応

- ・ 被保険者の所得の減少により市町の保険料の減収が見込まれるが、県の決算剰余金や市町の基金を活用しない場合、減収分を補填するため、被保険者の保険料に転嫁されることになる。
- ・ 令和3年度は時限的措置として、市町の基金取崩とともに、県においても他県の状況等を踏まえ、前年度の決算剰余金の約半分（約4億円）を使用し、減収分を補填



令和3年度納付金・標準保険料について③

3 決算剰余金の活用②

- なお、残額は令和4年度以降の前期高齢者交付金の減少や団塊の世代の後期高齢者への移行に伴う後期高齢者支援金の増加等への対応（納付金・標準保険料の年度間の平準化）のために留保する。
- コロナによる減収分を補填するための決算剰余金の活用は、令和3年度限りとする。（令和4年度以降は納付金・標準保険料の平準化のために活用）。今回の決算剰余金の活用目的と今後の前期高齢者交付金の大幅な減少見込等を踏まえ、市町においては税率改正について慎重に判断いただきたい。

（参考：前期高齢者交付金の推移（単位：億円））

	H26	H27	H28	H29	H30 （本算定値）	R1 （本算定値）	R2 （本算定値）	R3 （本算定値）	R4、R5 （推計）
概算額	216.7	228.2	234.6	250.8	249.8	240.6	245.9	253.1	30億円規模 で減少する 可能性あり （R3比）
精算額	△14.1	△4.9	4.5	14.4	12.9	△5.2	△1.5	+9.5	
交付額総額	202.6	223.3	239.1	265.2	262.7	235.4	244.4	262.6	
前年度比	△9.4	+20.7	+15.8	+26.1	△2.5	△27.3	+9.0	+18.2	

4 R3年度納付金等の見込み

○R3年度の納付金総額はR2年度比 ▲8億円 (R2:189億円 → R3:181億円)

《増減の主な要因》

(1) 歳出 (R2年度比 +1億円)

○後期高齢者支援金の減少 … 被保険者数の減少による (▲1億円)

○介護納付金の増加 … 概算1人当たり負担額の増加および前々年度精算による減算の減少 (+2億円)

(2) 歳入 (R2年度比 +9億円)

○前期高齢者交付金の増加 (R2年度比 +19億円 (R2:244億円 → R3:263億円))

前期高齢者交付金

- 前期高齢者交付金 = (当該年度の概算額 ± 2年前の精算額) で交付額が決定。
- 概算額は、2年前(令和元年度)の本県の前期高齢者給付費等の実績に、国が定める一定の伸び率を乗じて算出しており、当該伸び率(H29-R元)が令和2年度(H28-H30)よりも上昇したことから、概算額が令和2年度から約8億円増加している。
- 精算額については、令和元年度の概算交付額が実績に対し過小交付となったことから、10億円が概算額に上乗せされている。令和2年度については精算額が1億円の還付だったため、令和2年度から精算により交付額が約11億円増加している。

○その他の公費の主な増減 (R2年度比 ▲10億円)

- 増加分 決算剰余金 (+4億円)
- 減少分 定率国庫負担金 (▲6億円)、県繰入金(1号分) (▲1億円)、普通調整交付金 (▲3億円)、保険者努力支援制度〔県分〕 (▲2億円)、高額医療費負担金等 (▲1億)、激変緩和財源 (▲1億円)

令和3年度納付金等算定における激変緩和措置について

激変緩和措置

○激変緩和財源（総額3.2億円） ※公費については、資料1－4のとおり

- ・国調整交付金（1.1億円）
- ・県繰入金（2.1億円（県繰入金9%のうち、0.6%））

○激変緩和措置

①R3年度1人当たり保険料必要額がH28年度（制度改革前）と比較して一定割合を超えて伸びている市町に対し、一定割合まで激変緩和財源を投入し、保険料負担を抑制

⇒ H28年度比激変緩和（一定割合まで）：0.3億円

※一定割合＝H28年度からR3年度の1人当たり保険給付費等の自然増（2.6%）＋ δ （0%）【年】

※対象市町（2市町）：勝山市、高浜町

②制度改革前からの保険料負担増の緩和および新型コロナによる保険料収入の減少への対応のため、残額を全市町に納付金の算定方法で配分

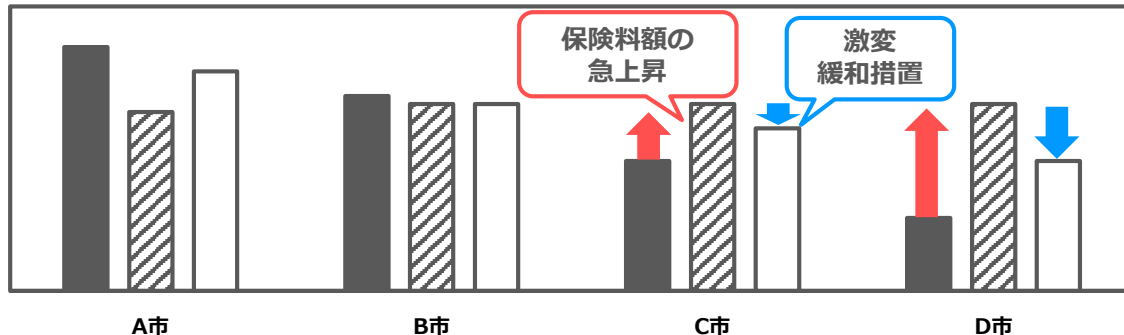
（ただし、H28年度決算額とH30年度標準保険料のうち、低い方に達するまでを限度に投入） ⇒ 2.9億円

今後の対応について

- ・今回の本算定結果を踏まえ、各市町において税率改定の必要性についてご検討いただきたい。税率改定に当たっては、基金や繰越金を活用しながら、計画的・段階的に改定していくことが必要。（納付金・標準保険料の今後の詳細な見通しを示すことは困難であるが、前期高齢者交付金が令和4年度以降大幅に減少することが見込まれることから、今後保険料は伸びていくものとする必要がある）
- ・また、国の激変緩和公費は段階的に縮小していく（令和5年度で終了見込）ことから、改定幅を検討する際には、激変緩和財源がいくら投入されているかも踏まえる必要がある。

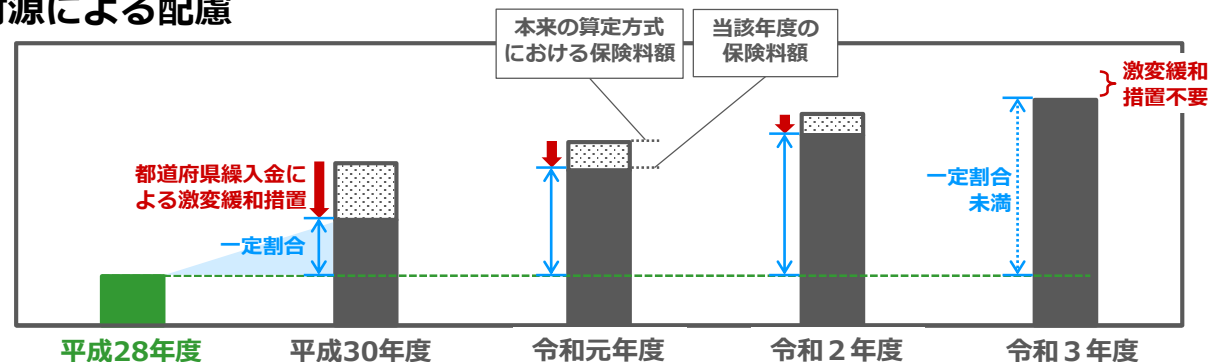
ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α ・ β 等の設定による配慮

集めるべき保険料額



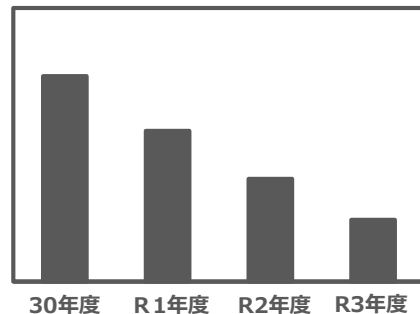
イ、エ. 都道府県繰入金と追加激変緩和財源による配慮

- 激変緩和丈比への基点は、**平成28年度保険料決算額**で固定する。
- 都道府県は**毎年度一定割合**を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。
(施行当初は追加激変緩和財源による対応も可能。)



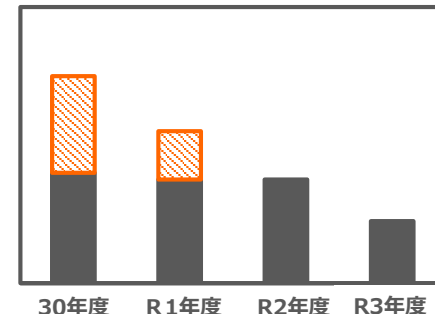
ウ. 特例基金による配慮（令和5年度までの措置）

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、**激変緩和用の特例基金**を活用して繰入金減少分を補填する。

また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能。



(令和3年度(本算定)－2年度(本算定)比較)

令和3年度 福井県の国保特別会計(本算定値・激変緩和後)

保険給付費等(※)総額 630億円(+1億円)

太枠は納付金総額

保険料
収納
必要額
147億円
(△9億円)

①財政安定化支援事業 3億円(同額)	⑧国普通調整交付金 31億円(△3億円)	⑬前期高齢者交付金 263億円(+19億円)
⑫新保険者努力支援制度(市町分) 3億円(同額)	⑨定率国庫負担 111億円(△6億円)	
②国特別調整交付金(市町分) 2億円(+1億円)	⑩県繰入金(定率) 24億円(△1億円)	
③県2号繰入金 6億円(同額)	⑪県繰入金(激変緩和) 2.1億円(△0.6億円)	
④保険者支援制度 13億円(同額)	⑫新国調整交付金(激変緩和用) 1.1億円(△0.4億円)	
⑤過年度保険料収納見込額 7億円(△1億円)	⑬新保険者努力支援制度(県分) 2.5億円(△1.7億円)	
⑥保険料軽減 22億円(同額)	⑭新国特別調整交付金(県分) 0.7億円(同額)	
⑦保険料 125億円(△9億円)	⑮高額医療費負担金等(国・県) 10億円(△1億円)	
	⑯新 決算剰余金 4.2億円(+4.2億円)	

181億円(△8億円)

186億円(△10億円)

公費拡充(本県分)7.3億円

※保険給付費等＝①医療給付費(517億)＋②後期高齢者支援金(83億)＋③介護納付金(29億)＋④審査支払手数料(1億)
・保健事業等個別市町に係る歳入・歳出を除く県国保特会のイメージ図

令和2年度 福井県の国保特別会計(本算定値・激変緩和後)

太枠は納付金総額

保険給付費等(※)総額 629億円



公費拡充(本県分)9.4億円

※保険給付費等＝医療給付費(517億)＋後期高齢者支援金(84億)＋介護納付金(27億)＋審査支払手数料(1億)

納付金・標準保険料の本算定(案)

(R3:激変緩和後)

(単位:円)

	R3 納付金総額 (一般被保険者)	1人当たり標準保険料(収納率反映前)の比較				
		R3 本算定額 A	H28		R2	
			決算額 B	H28→R3 増減率(%) A/Bを単年度換算	本算定額 C	R2→R3 増減率(%) A/C
福井市	5,621,565,432	109,925	108,310	0.3	113,568	▲3.2
敦賀市	1,587,404,509	112,780	114,539	▲0.3	117,348	▲3.9
小浜市	744,639,476	109,664	101,539	1.6	110,702	▲0.9
大野市	822,300,780	112,120	106,337	1.1	115,646	▲3.0
勝山市	576,568,268	108,397	97,205	2.2	105,778	2.5
鯖江市	1,627,095,527	113,218	110,441	0.5	119,537	▲5.3
あわら市	699,585,523	113,263	110,528	0.5	118,318	▲4.3
越前市	1,914,447,800	110,067	106,354	0.7	115,517	▲4.7
坂井市	2,003,737,442	115,072	112,322	0.5	120,076	▲4.2
永平寺町	422,448,898	120,276	109,233	1.9	119,752	0.4
池田町	65,279,647	102,432	108,265	▲1.1	110,354	▲7.2
南越前町	255,720,363	106,613	106,720	▲0.0	113,073	▲5.7
越前町	579,528,199	118,919	109,702	1.6	119,815	▲0.7
美浜町	283,034,925	113,020	125,912	▲2.1	118,452	▲4.6
高浜町	256,320,363	103,175	92,565	2.2	100,177	3.0
おおい町	206,258,953	106,195	111,274	▲0.9	105,694	0.5
若狭町	423,593,887	119,490	116,145	0.6	121,706	▲1.8
県	18,089,529,992	111,751	108,832	0.5	115,512	▲3.3

※納付金総額には審査支払手数料を含む

標準保険料率の本算定(案)

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
福井市	6.52	27,191	19,018	2.47	10,111	7,072	2.62	13,723	6,802
敦賀市	6.88	28,720	20,088	2.61	10,687	7,475	2.61	13,656	6,769
小浜市	6.39	26,671	18,655	2.54	10,391	7,268	2.58	13,519	6,701
大野市	6.50	27,107	18,960	2.54	10,377	7,258	2.57	13,434	6,658
勝山市	6.53	27,252	19,061	2.19	8,983	6,283	2.19	11,479	5,689
鯖江市	6.39	26,654	18,643	2.50	10,236	7,159	2.55	13,326	6,605
あわら市	6.57	27,399	19,164	2.54	10,391	7,268	2.54	13,275	6,579
越前市	6.42	26,771	18,725	2.53	10,351	7,240	2.54	13,266	6,575
坂井市	6.33	26,424	18,482	2.55	10,436	7,300	2.55	13,337	6,610
永平寺町	6.62	27,609	19,311	2.50	10,237	7,160	2.58	13,504	6,693
池田町	5.41	22,567	15,784	2.52	10,319	7,217	2.51	13,157	6,521
南越前町	5.78	24,127	16,876	2.50	10,244	7,165	2.55	13,366	6,624
越前町	6.51	27,160	18,997	2.53	10,338	7,231	2.57	13,469	6,676
美浜町	6.64	27,714	19,384	2.52	10,328	7,224	2.56	13,373	6,628
高浜町	5.78	24,109	16,863	2.42	9,887	6,915	2.02	10,575	5,241
おおい町	5.64	23,543	16,467	2.57	10,511	7,352	2.56	13,384	6,633
若狭町	6.89	28,731	20,095	2.53	10,354	7,242	2.59	13,567	6,724

令和3年度の公費の在り方について
とりまとめ
2020年7月22日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

【暫定措置について】

1. 平成30年度の事務レベルWGでのとりまとめにおいて、「予算額は徐々に減少させる」としていることを前提としつつ、都道府県アンケートの結果や事務レベルWGのご議論、激変緩和における重要性を踏まえ、令和3年度の予算額は150億程度(対前年比▲50億程度)とする。
2. この50億程度の減額相当額については、普通調整交付金の拡充に振り替えることとする。

(参考) 平成29年度の事務レベルWGのとりまとめ 抜粋

予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討。

- ・ 普調 【450億程度 (+50億程度)】
- ・ 暫定措置 【150億程度 (▲50億程度)】
- ・ 特調 (都道府県分) 【100億程度】
- ・ 特調 (市町村分) 【100億程度】

財政調整機能強化の総額
(800億程度)は将来に
わたり維持

3. 配分方法については令和元年度と同様に、各都道府県の被保険者数に応じて配分を行うものとする。

【特別調整交付金について】

- 都道府県分、市町村分ともに、拡充分も含め、令和2年度のメニューを原則として維持するものとする。

※ 具体的な交付方法等については、調整交付金全体の予算等を踏まえた修正があり得る

※ 平成30年度、令和元年度及び令和2年度に例外的にメニュー化した「追加激変緩和」について、令和3年度も一定額を確保する

※ 6条2号5については、経過措置であることを踏まえた所要の見直しを行う

令和3年度の公費の在り方について
とりまとめ
2020年7月22日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

○ **財政調整機能の強化**

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

＜普調＞【400450億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【200150億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用 本県：3年度0.8億円（2年度1.1億円）

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

・子どもの被保険者 本県：3年度0.6億円（2年度0.6億円）

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○ **保険者努力支援制度**

・ 医療費の適正化に向けた
取組等に対する支援

【800億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

- ・ 医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・ 医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・ 各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

本県：3年度2.5億円（2年度4.2億円）

＜市町村分＞【412億円程度】

※別途、特調より88億円

合計500億円
程度

本県：3年度3.1億円（2年度3.0億円）

合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※ 個々の項目の詳細な予算額は、予算編成過程において検討するが、総額は2019年度と同規模（合計約1700億円）を維持する。

※ 特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保。

※ 2022年度（令和4年度）以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする。